

第7節 郵政行政の展開

1 郵政民営化の確実かつ円滑な実施

郵政民営化は、郵便局ネットワークの水準や郵便局における郵便・貯金・保険サービスの水準を維持しつつ、経営の自主性、創造性及び効率性を高め、公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの実現を通じて、国民の利便の向上や経済の活性化を図ることを目的として、平成19年10月1日にスタートした。

その後、郵便局ネットワークやサービス水準に関し、

利用者等から様々なご指摘をいただいているところであり、それらを踏まえ、総務省としては、郵政民営化が真に国民・利用者の利便の向上につながるよう、民営化各社に対して適切な監督を行っていくとともに、郵政民営化委員会など政府関係機関の意見も聞きながら、民営化後の状況を不断に検証し、必要な改善を行っていく。

2 信書便制度の概要

信書の送達事業は、従来、国の独占とされてきたところであるが、「民間事業者による信書の送達に関する法律」（信書便法）により、民間事業者も行うことが可能となった¹。

信書便事業には「一般信書便事業」と「特定信書便

事業」の2種類があり、平成15年4月の同法施行以降、一般信書便事業については参入がないものの、特定信書便事業については300近くの事業者が参入している（図表5-7-2-1）。

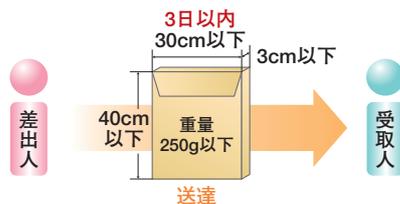
図表 5-7-2-1 信書便事業の種類

(1) 一般信書便事業（基礎的なサービス）：許可制

a. 対象サービス：重量250g以下の信書を原則3日以内に送達する役務（義務）

b. 参入の条件

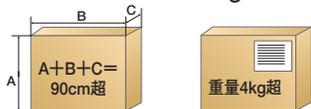
- ・ 全国提供
- ・ 差出箱の設置（全国で約10万本）
- ・ 週6日以上での配達
- ・ 秘密の保護
- ・ 適切な事業計画及び適確な遂行能力



(2) 特定信書便事業（高付加価値なサービス）：許可制

a. 対象サービス：次のいずれかに該当する信書便のみを提供する役務

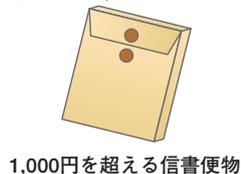
① 3辺90cm超、重量4kg超



② 3時間以内



③ 料金1,000円超



b. 参入の条件

- ・ 秘密の保護
- ・ 適切な事業計画及び適確な遂行能力

¹ 参考：信書便事業：http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html

3 新たな郵政行政の推進

(1) 郵便・信書便制度の見直しの検討状況

平成19年10月の郵政民営化や、米国における郵便改革法の施行に伴った動きなど、郵便及び信書便分野における新たな展開が見られることから、総務省では、民営化以降の郵便・信書便制度全般について、その見直しに関する検討に資するため、平成19年2月から「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」を開催した²。同研究会は、平成19年11月に中間報告を行い、20年7月に最終報告を取りまとめた。

最終報告では、中長期的に実現を図っていくべき「将来のあるべき制度」として、参入事業者が創意工夫してサービス提供ができる制度に変えていくことや、郵便法と信書便法を統合し「郵便事業法」とすること

などの検討をすべきとの提言、また、早急に検討を進めるべき施策として、郵便のユニバーサルサービスの範囲・水準等のあり方及び新たな確保方策についての検討や、「郵便ネットワークの活用」「特定信書便事業の業務範囲拡大」の実施に向けた検討をすべきであるとの提言がなされた。

また、本提言を受け、郵便におけるユニバーサルサービスの在り方の議論を更に深めることを目的として、平成20年9月から「郵便におけるユニバーサルサービス確保の在り方等に関する調査研究会」を総務省において開催している³。

(2) 郵政行政における消費者行政の推進

個人情報保護の推進については、平成18年12月から19年11月までの間「信書便事業分野における個人情報保護に関する研究会」及び「郵便事業分野における個人情報保護に関する研究会」を開催し、両研究会における検討結果を踏まえ、平成20年3月に「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」⁴及び「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」⁵を告示した。

両ガイドラインは、事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、①事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めるとともに、②「信書の秘密」に該当する個人情報については、郵便法又は信書便法の規定を遵守する必要があることにかんがみ、その取扱いに関して特に厳格な実施が求められる事項を定めている。

(3) 国際分野における郵政行政の推進

平成20年7月から8月にかけて、スイスのジュネーブにおいて万国郵便連合（UPU）の最高意思決定機関である第24回万国郵便大会議（4年に1度）が開催され、UPUの今後4年間の基本的活動方針（「ナイロビ郵便戦略」）の策定、国際郵便のルールを定める連合の文書の改正、連合の予算等の審議が4週間にわたって行われた。

日本からは総務大臣を団長とする代表団（計43名）が出席し、全体会合において、総務大臣が日本の郵政民営化の経験や今後の郵便分野の国際的な発展に向けた取組等について基調講演を行った。また、今後4年間の新たなUPUの体制を決定するため、事務局長選挙を

始めとした各種選挙が行われ、郵便業務理事会理事国選挙（加盟191か国・地域中40か国を選出）では日本がトップで再当選を果たした。

平成21年3月には、ニュージーランドのオークランドにおいて第10回アジア＝太平洋郵便連合大会議（4年に1度）が開催され、郵便分野の規制に関するワークショップ、今後の予算等の審議、事務局長選挙等が行われた。郵便分野の規制に関するワークショップでは、日本における郵政民営化の状況等のプレゼンテーションを行い、有意義な意見交換を行った。

² 参考：郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会：http://www.soumu.go.jp/yusei/seido_minaoshi/index.html

³ 参考：郵便におけるユニバーサルサービス確保の在り方等に関する調査研究会：http://www.soumu.go.jp/yusei/universal_service/index.html

⁴ 参考：信書便事業分野における個人情報の保護：http://www.soumu.go.jp/yusei/kojin_joho/index.html

⁵ 参考：郵便事業分野における個人情報の保護：http://www.soumu.go.jp/yusei/kojin_hogo.html